

雇用保険法施行規則等の一部を改正
する省令案要綱（予算成立後）

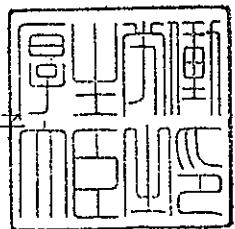
厚生労働省発職0329第5号

平成24年3月29日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会
の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）【予算成立後】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 労働移動支援助成金制度の改正

再就職支援給付金について、五十五歳以上の者の再就職に係る支援を委託した事業主に対する助成額を、当該委託に要する費用の三分の二の額に引き上げるものとすること。

二 定年引上げ等奨励金制度の改正

(一) 定年引上げ等奨励金として、高年齢者労働移動受入企業助成金を新たに支給するものとすること。

(二) 高年齢者労働移動受入企業助成金は、六十五歳未満の被保険者を、職業紹介事業者の紹介により、

当該被保険者が定年に達する日から起算して一年前の日から当該定年に達する日までの間に当該被保険者との間で労働契約を締結して雇い入れ、かつ、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に基づく高年齢者雇用確保措置の対象となる労働者として雇用する事業主に対して、当該被保険者一人につき、七十万円（短時間労働者として雇い入れる場合は四十万円）を支給するものとすること。

三 試行雇用奨励金制度の改正

若年者に係る試行雇用奨励金について、対象者の年齢を四十五歳未満に引き上げる等の改正を行うものとすること。

四 地域雇用開発助成金制度の改正

沖縄若年者雇用促進奨励金について、中小企業事業主に限り、沖縄県の区域内に居住する三十五歳未満の新規学卒者に対して支払った賃金の額を助成の対象に加えるものとすること。

五 人材確保等支援助成金制度の改正

介護労働者設備等導入奨励金について、次のように改正するものとすること。

介護労働者設備等導入奨励金を介護労働環境向上奨励金とするものとすること。

都道府県労働局長に雇用管理制度の整備等に係る計画を提出して認定を受けた上で、当該雇用管理制度の整備等を行つた事業主に対しても助成の対象とすること。

六 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

東日本大震災に係る認定訓練助成事業費補助金に関する暫定措置について、平成二十四年度まで延長

するとともに、都道府県に対する交付額を、都道府県が行う助成又は援助に係る額の三分の一に相当する額に引き下げるものとすること。

七 地域雇用創造推進事業の改正

地域雇用創造推進事業を実践型地域雇用創造事業とし、当該事業に、雇用機会を増大させるために行う新たな事業の分野への進出等を行う取組に係る事業であつて、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業を加えるものとすること。

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとすること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとすること。